（技能証明の取消し又は効力の停止の事由となる病気等）

第二百三十六条の六十二　法第百三十二条の五十三第一号イの国土交通省令で定める精神病は、統合失調症とする。

2　法第百三十二条の五十三第一号ロの国土交通省令で定める病気は、第二百三十六条の四十三第二項各号に掲げるものとする。

3　法第百三十二条の五十三第一号ハの国土交通省令で定める病気は、第二百三十六条の四十三第三項各号に掲げるものとする。

4　法第百三十二条の五十三第二号の国土交通省令で定める身体の障害は、次に掲げるとおりとする。

一　目が見えないもの

二　四肢の全部を失つたもの又は四肢の用を全廃したもの

三　前二号に掲げるもののほか、無人航空機の安全な操縦に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるもの（法第百三十二条の四十四第一項の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除く。）

（技能証明の取消し等の通知）

第二百三十六条の六十三　国土交通大臣は、法第百三十二条の五十三の規定による処分をしたときは、その旨及び事由を当該処分を受けた無人航空機操縦者に通知する。

（新設）

（技能証明書失効再交付のための身体適性基準）

第二百三十六条の六十四　技能証明書が効力を失つた場合における技能証明書の再交付を申請する者（以下「技能証明書失効再交付申請者」という。）は、第二百三十六条の五十五に規定する身体適性に関する基準を満たしていなければならない。

（新設）

（技能証明書失効再交付講習）

第二百三十六条の六十五　技能証明書失効再交付申請者は、技能証明書の効力が失われた場合の知識及び経験の不足を補うための講習（以下「技能証明書失効再交付講習」という。）であつて国土交通大臣が定める基準に従つて登録更新講習機関が行うものの課程を、次条の規定により技能証明書の再交付の申請をする日以前三月以内に修了していなければならない。

（新設）

（技能証明書の失効再交付）

第二百三十六条の六十六　技能証明書失効再交付申請者は、技能証明再交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　第二十九号の十様式による無人航空機操縦者身体適正検査証明書、第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの

二　技能証明失効再交付講習の課程を修了したことを証明する書類

2　登録更新講習機関は、前項第一号に規定する検査を行う場合においては、国土交通大臣が適当と認める職員に当該検査を担当させなければならず、かつ、必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めなければならない。

（新設）

（技能証明書の滅失等再交付）

第二百三十六条の六十七　無人航空機操縦者は、その有する技能証明書を滅失し、毀損し、又は住所若しくは氏名を変更したため再交付を申請しようとするときは、技能証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（新設）